

## 「個別の指導計画」の作成

この資料は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行を前に、大分県教育委員会が多様な学びの場充実モデル実践事業（平成26～27年度）で、医療・福祉・保健・教育の専門家と連携し、モデル校（小学校2校，中学校2校）の協力による研究成果を整理して作成され、ICF科研協議会(JSP科研費JP19 K02955)が改善を加えたものです。

合理的配慮については『合理的配慮の検討方法』と『ICF大分モデルを活用して検討する合理的配慮』の2部で構成し、最後に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成例を示しています。

なお、スライドのノートに書かれてあることも含めて、マニュアルとなっています。ノートもよくお読みくださいますようお願い致します。

### 合理的配慮の検討

### ICF大分モデルを活用して検討する 合理的配慮

### 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成例

1

スライドのノートを読んで取り組んでいない先生方が多いということから加えました。

# スライドについて

ニーズに応じて参考に

## 1 合理的配慮の検討

- ・ **どんな手順**で考えればよい？
- ・ 子ども自身，保護者からの**要望がないけど**どうする？
- ・ **卒業まで同じ**合理的配慮でよい？ などの疑問がある場合



## 2 ICF関連図ワークシートを活用して検討する合理的配慮

- ・ 学習上の困りなど**把握しやすい**方法は？
- ・ **関係機関（医療・福祉等）との共通言語**により**情報を共有**するために有効な方法は？
- ・ 合理的配慮の**評価**はどうすればよい？ などの疑問がある場合

2

全部を順に読もうとすると量が多いというご意見があり，ニーズをピックアップし，それに応じて読んでいただけるようこのスライドを加えました・

## 目次

### 1, 合理的配慮の検討

#### (1) 合理的配慮の検討手順（全体）について

#### (2) 合理的配慮検討の考え方について

- ①本人・保護者の要望があった場合
- ②本人・保護者の要望がない場合

#### (3) 合理的配慮の検討手順（例）について

- ① **学習・生活上**の困りの把握
- ② 障がいの状態に応じて必要な変更・調整の選択
- ③ 基礎的環境整備（8項目）の確認
- ④ 本人・保護者，学校，設置者の合意形成
- ⑤ 合理的配慮の提供，評価と改善

### 2, ICF関連図ワークシートを活用して検討する合理的配慮

#### (1) ICF関連図ワークシートの活用（全体）

【Q&A】 ICF関連図ワークシートを記入する利点って？

#### (2) ICFとは

#### (3) ICFワークシートの構成

【Q&A】 言葉が専門的で難しいのですが？  
ICF関連図ワークシートはいつ記入するの？

#### (4) ICF関連図ワークシートを活用した合理的配慮の検討手順

##### ① **学習・生活上**の困りの把握

【Q&A】 記入する人によって評価がずれますが？  
検査欄の記入の仕方は？

- ② 本人・保護者，学校，設置者の合意形成
- ③ 合理的配慮の提供，評価と改善

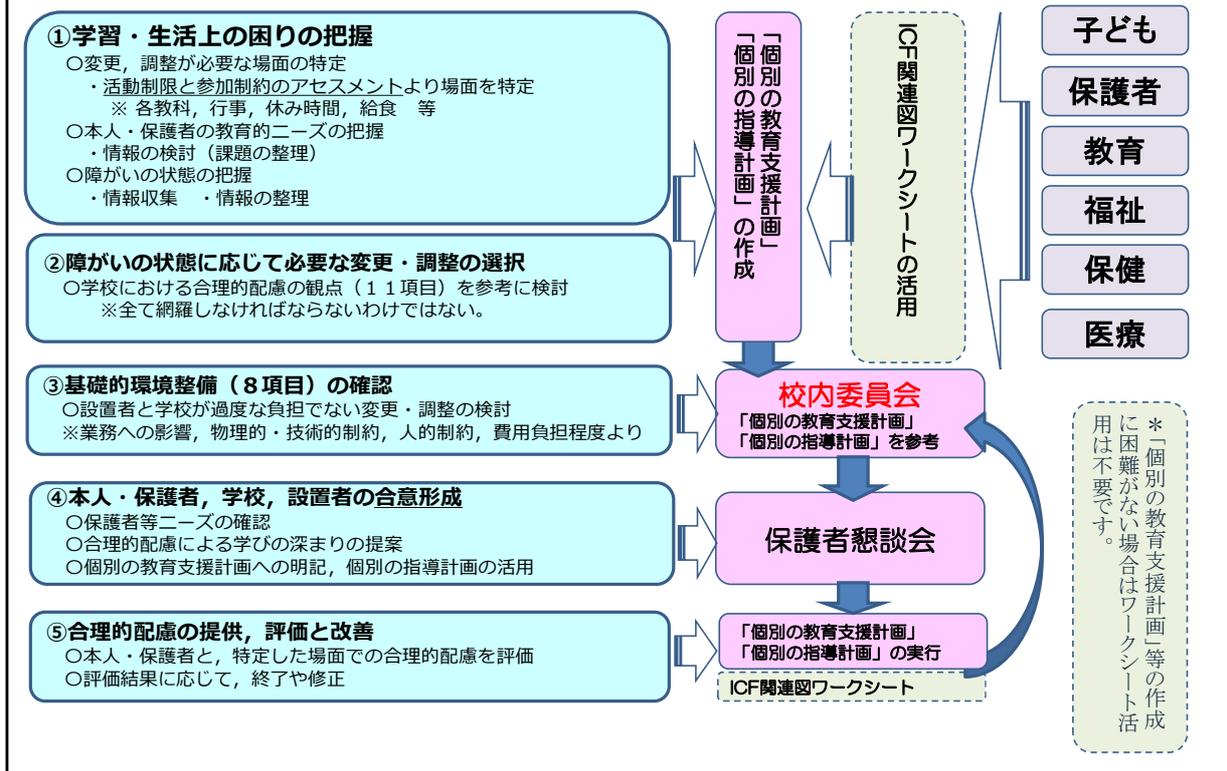
### 3, 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成例

3

この資料の全体像を示しています。

# I 合理的配慮の検討

# (1) 合理的配慮の検討手順（全体）について



○次に、合理的配慮の検討から、「個別の教育支援計画」の作成までの手順を、中教審答申を参考に作成しました。ここでは、流れを示しています。

○①の学習・生活上の困りを把握した上で、②で合理的配慮を検討し、その結果を「個別の教育支援計画」等に記載していきます。

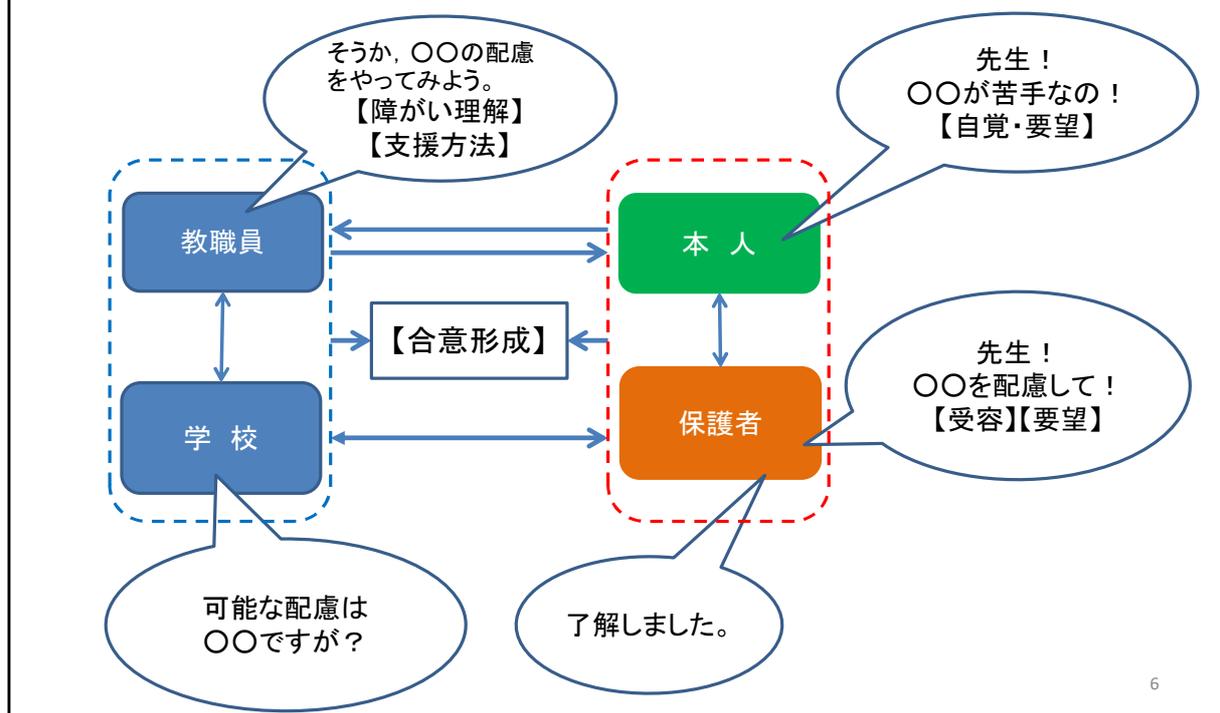
○③では、校内の基礎的環境整備に応じた合理的配慮を検討していきます。

○次に、④の段階で本人・保護者と合意形成します。

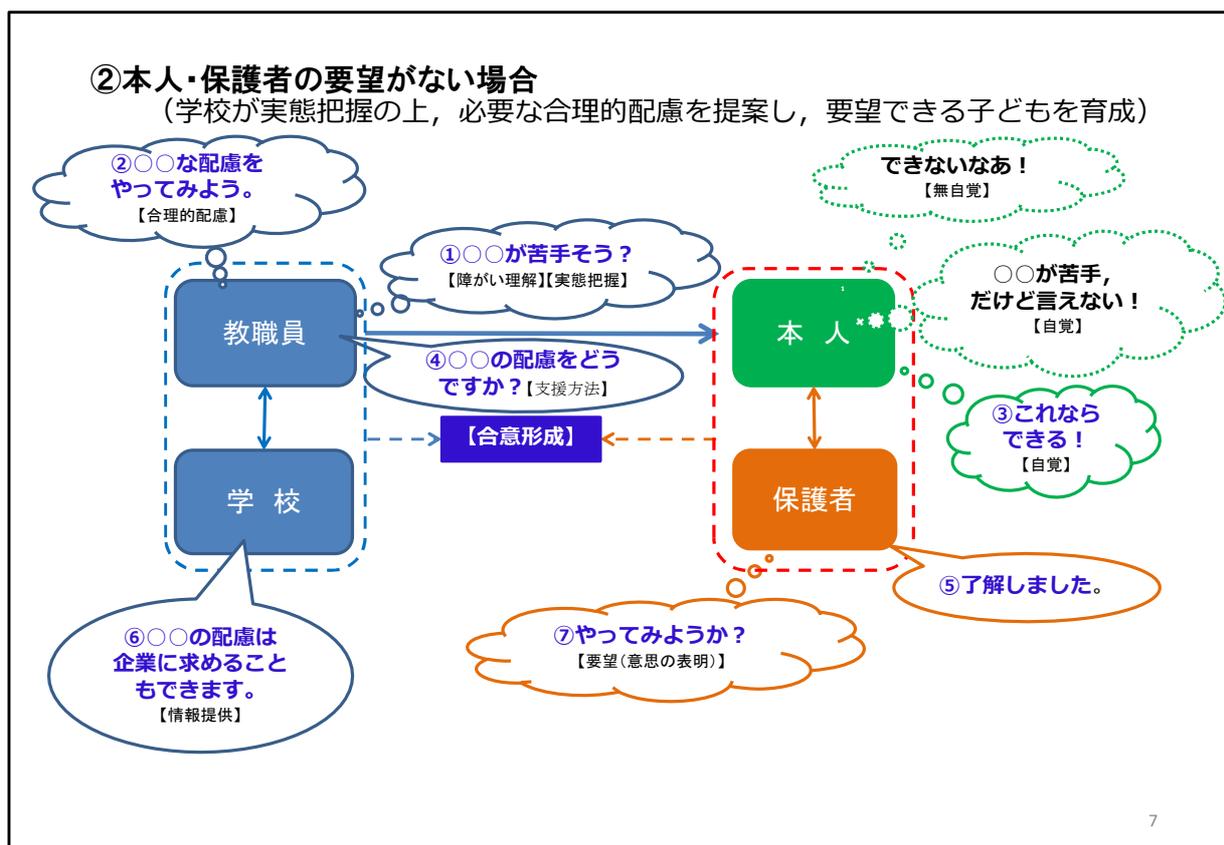
○さらに、提供した合理的配慮を、本人・保護者とともに評価し、終了したり、修正や改善を行ったりします。

## (2) 合理的配慮検討の考え方について

①本人・保護者の要望があった場合（要望があった事項に対して、合意形成のうえ提供）



○本人や保護者から合理的配慮の申出があった場合は、その配慮事項に対して、学校と設置者が提供可能かどうかを 本人や保護者と話し合い、合意形成を経て、提供内容を決定することができます。



○ところが, 本人や保護者から意思の表明がない場合も考えられます。そのような場合には, 教職員のアセスメント能力が求められます。

○何らかの困りを生じている子どもであると考えられれば, その実態把握から, 考えられる合理的配慮を行う必要があります。

### (3) 合理的配慮の検討手順について

#### ① 学習・生活上の困りの把握

- **変更, 調整が必要な場面の特定**  
(各教科, 行事, 休み時間, 給食, 清掃 等)  
・ **活動制限と参加制約のアセスメント**

**活動制限**  
個人が活動を行うときに生じる難しさ

**参加制約**  
個人が何らかの生活・人生場面に関わるときに経験する難しさ

障がいがあるから  
というスタートでは  
ありません。一人  
一人の状況を把握  
しましょう。

本人・保護者が請  
求する, しないに関  
わらず, 提供するこ  
とが望ましいです。



8

○それでは, 具体的に順を追って説明します。ここでは, 一つずつ説明をしますが, 「変更・調整が必要な場面の特定」「本人・保護者の教育的ニーズの把握」「障がいの状態の把握」はどれが先ではありません。ほぼ並行して実施されても構いません。

○子ども達が, どのような場面で, 活動に参加できにくかったり, 困難を感じていたりするのかを把握します。

○留意しなければならないのは, 「障がいがあるから」というスタートではないということです。

○合理的配慮は, 子ども達のおかれている環境(基礎的環境整備)の状況によって異なります。

○同じ障がい名であっても, 一人一人の状況を把握することが大切です。

○また, 本人・保護者が希望しない場合でも, 提供することが望ましいとしています。

## ① 学習・生活上の困りの把握

○本人・保護者の教育的ニーズの把握  
情報の検討（課題の整理）

地域の高等学校へ  
進学させたい

【障がいの状態の把握】12歳 自閉症  
・気になるものをみると教室外へ  
・言葉での説明が理解できない



みんなと同じように  
授業に参加したい



将来、必要な合理的配慮を自分から申請できるよ  
うな子どもに育てていくためにも、本人のニーズを  
可能な限り把握しましょう。



9

○また、本人・保護者のニーズを伺うことも大切です。

○今現在の本人・保護者の希望だけでなく、卒業後の進路や就労に関することを把握することが、適切な合理的配慮を検討するためには重要です。

○障害者権利条約に示されている「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という考え方もふまえ、本人の希望をできる限り把握するようにしましょう。

## ① 学習・生活上の困りの把握

### ○障がいの状態の把握

- ・情報収集
- ・情報の整理

- ・診断名（その特性の所見）
- ・心理検査結果  
（認知処理，記憶保持の特徴等）
- ・どんな育ち？  
（出生後からの環境）
- ・どんな療育を受けた？
- ・利用している療育機関は？  
（各種サービスの頻度，内容，担当者）
- ・各教科等の授業での参加，理解，習得の状況
- ・子ども自身から「好き」「嫌い」「得意」「苦手」などを聞く 等

本人

保護者

保健

福祉

医療

教育

**注意！**  
関係機関から情報を得るときは  
**保護者の同意**が必要です！

関係機関との連携，担当者間の情報交換が必要ですね。

校内の他の先生から得る情報も大切。



10

○障がいの状態の把握ですが，障がい種によらない個別性の高い特性を，子ども・保護者・教員・医療等関係機関から総合的に情報収集することが重要です。

○ただし，関係機関から情報を求める場合は保護者の承諾が必要です。留意してください。

○合理的配慮を検討するために必要な情報は次のものがあります。

- ・診断名だけでなく，診断に伴うその子の特性に関する所見。
- ・心理検査結果のIQなどの総合的な数字だけでなく，その検査から読み取れるその子の認知処理の特徴，記憶保持の特徴など様々な能力の特性。
- ・現在や過去に利用していた保健・福祉・医療サービスの頻度と内容とその窓口となる担当者

- ・出生後からの育ちの環境
- ・その子の好みや，得意なこと，苦手なこと
- ・各教科等の授業での参加・理解・習得の状況

○これらの情報を得るためには，日頃から各関係機関と信頼関係に基づいた顔の見える連携を行うことが求められます。

## ① 学習・生活上の困りの把握（具体例）

○変更、調整が必要な場面の特定

• 各教科の授業

○本人・保護者の教育的ニーズの把握

• 授業に参加したい。  
• 地域の高等学校に進学したい。

○障がいの状態の把握

• 気になるものを見ると走り出し授業参加できない。  
• 先生の指示や説明が聞けず学習活動ができない。  
• 自閉症、12歳（中1）



### ポイント

特性の把握（プラス面をみることも大切。）

• 倉庫のような窓のない場所ではじっとしている。

→外的刺激を遮断するようにしよう。 など

11

○では、「変更・調整が必要な場面の特定」「本人保護者の教育的ニーズの把握」「障がいの状態の把握」の具体例について説明します。

○頻繁に教室を飛び出し、学習活動が確保できていない子どもに対して、恒常的な授業参加と公立高等学校や国立大学への進学という教育的ニーズがある例です。

○この場合は、全てのカリキュラムを履修する必要性から、全教科の授業場面で合理的配慮が必要になります。進学先の入試科目や、子どもの得意分野の状況によっては、特定の教科に限定されることも考えられます。

○これから、合理的配慮を考える上では、次の2点を考慮することが大事になります。

○1点目は、心身機能の向上を求めてはいけない障がい特性(ICFの項目)を把握することです。

○この子どもの場合、外的刺激に過度に反応する特性は、脳機能によるものですので改善は困難であり、そのための努力は本人の苦痛でしかないばかりか、効果が望めません。

○外的刺激を我慢させることは止めて、外的刺激を遮断する合理的配慮を検討することになります。

○2点目は、子どもの特性の内、活動と参加を促進する強みを把握することです。

○書かれたことを流暢に正確に読みとる能力が秀でていることを生かした合理的配慮を検討することが効果的です。

## ②障がいの状態に応じて必要な変更・調整の選択

○学校における合理的配慮の観点：11項目を参考に検討  
※全て網羅しなければならないわけではない。



### 【具体例】

- ①窓のない場所ならじっとしているから、気になるものが見えないような工夫を。(校内環境のバリアフリー化)
- ②指示は図や文字で示し、余計な言葉をかけない工夫を。(情報及び教材の配慮)

※障がい種別ごとの11項目の例示を知っておくと、行き届いた配慮ができる。

## ③基礎的環境整備（8項目）の確認

○過度な負担でない変更・調整の検討  
(業務への影響、物理的・技術的制約、人的制約、費用負担程度より)



12

○子どもの障がいの状況に関する把握、教育的ニーズの把握、場面特定ができると、具体的な合理的配慮を検討しやすくなります。

○合理的配慮の項目、3観点11項目全ての項目について合理的配慮を提供する必要はありませんが、この11項目の視点から合理的配慮を考えると 幅広い視点から検討することができます。

○文科省のHPに公開されているものを、Excelにコピーした資料もこのHPに公開していますのでご活用ください。

○この子どもの場合は、観点3-1「校内環境のバリアフリー化」という観点より「気になるものが見えないような工夫」をすること、

○観点1-2-1「情報及び教材の配慮」という観点から『指示は図や文字で示し、余計な言葉をかけない工夫』をするというような合理的配慮が考えられます。

○あとは、学校の基礎的環境整備の状況を確認し、過度な負担でない範囲で合理的配慮の提供内容を具体的に考えていきます。

### ③基礎的環境整備（8項目）の確認

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教師，支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

基礎的環境整備は、「合理的配慮」の基礎となります。



「集団形成(学級づくり)」、「学習指導(授業づくり)」、「生徒指導」という教育の専門性に加え「特別支援教育に関する知識・技能」等も必要です。特に、**発達障がいに関する一定の知識・技能は、子どもたちの多くが通常の学級に在籍していることから、専門性として必須の内容**であるといえます。

13

○ここで、中教審答申で示された、基礎的環境整備を確認します。

○設置者や学校に応じて異なるため、同様な特性のある子どもでも、合理的配慮の内容が異なることも考えられます。

○ただし、設置者や学校は、合理的配慮の対象が多数にわたる場合や、長期にわたる場合は基礎的環境整備の向上が効率的である事が、内閣府の「基本方針」に示されています。

○また、②専門性のある指導体制の確保のためには、特別支援教育に関する知識等に関する研修を実施する、受講することが求められます。

## ④本人・保護者，学校，設置者の合意形成

- 保護者等ニーズの確認
- 合理的配慮による学びの深まりの提案
- 個別の教育支援計画に明記し，個別の指導計画を活用

個別の教育支援計画  
個別の指導計画

相談支援ファイル



保護者等のニーズに直接結びつく配慮でない場合には、「今できる配慮」と「将来的にめざす姿」との関係を説明し，段階的に高めていきましょう。

と話すのも一つの方法。

## ⑤合理的配慮の提供，評価と改善

- ①本人・保護者と，特定した場面での合理的配慮を評価（合意形成結果がよかったか確認）する。
- ②評価結果に応じて，終了や修正を行う。

14

○「学びの深まり」とは，インクルーシブ教育システムの理念である「それぞれの子どもが，授業内容が分かり，学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら，充実した時間を過ごしつつ，生きる力を身につけていけるかどうか，これが最も本質的な視点である。」ことを意味しています。つまり，合理的配慮の提供によって子ども達の学びが以上に深まることを本人・保護者に説明し，合意を得ていくこととなります。

○合意形成された合理的配慮は「個別の教育支援計画」に将来的に目指す姿とともに記載され，今できる配慮は「個別の指導計画」に記載することで，継続的な支援が可能となります。

○学校卒業後は，この二つの計画を，保護者が保有する「相談支援ファイル」に添付すれば，生涯にわたる継続的な支援が可能となります。

○合理的配慮の実践後に，再度，ICFを活用して「活動制限と参加制約のアセスメント」を行えば，提供した合理的配慮を評価・改善することもできます。効果のなかった合理的配慮は変更する必要があるし，必要なくなった合理的配慮は終了する必要性が生じます。

○また，合理的配慮の評価は，本人・保護者が直接，行うことが重要です。

## 学校で実施されている合理的配慮の例



細かな仕方がわかりやすいように拡大映像



視覚的な情報を受け取りやすい子供への約束



姿勢を保持しやすいように専用のすべり止めマットを使用

- 「合理的配慮」は新しい概念
  - 本特別委員会において、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障がいのある子どもに対する「合理的配慮」の観点について整理
  - 学校教育においてこれまで行われてきた配慮を、今回、「合理的配慮」の観点として改めて整理
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)H24.7

15

○合理的配慮の例です。

・左の写真は、子どもの目線と同じ角度からの映像を、拡大して提示する配慮の例です。

・静止画では理解が難しい場合は、動画を活用する必要があることもあります。

○中央は、聞き取ることが苦手な子どもへの配慮の例です。

・この学校では全職員が同じシンボルマークを常時身に付けて指導した結果、半年後にはこの配慮は不用になったとのことです。

○右の写真は、筋緊張の低い子どもへの配慮例です。

・同じ姿勢を維持するために必要以上に労力を強いられ、離席せざるを得なかった子どもに、滑り止めマットを使用することで、姿勢保持の時間が延びたばかりか、学習意欲が画期的に向上した例です。ADHDに起因する筋緊張の低下はよくある特性です。

## 2 ICF関連図ワークシートを活用して検討する 合理的配慮

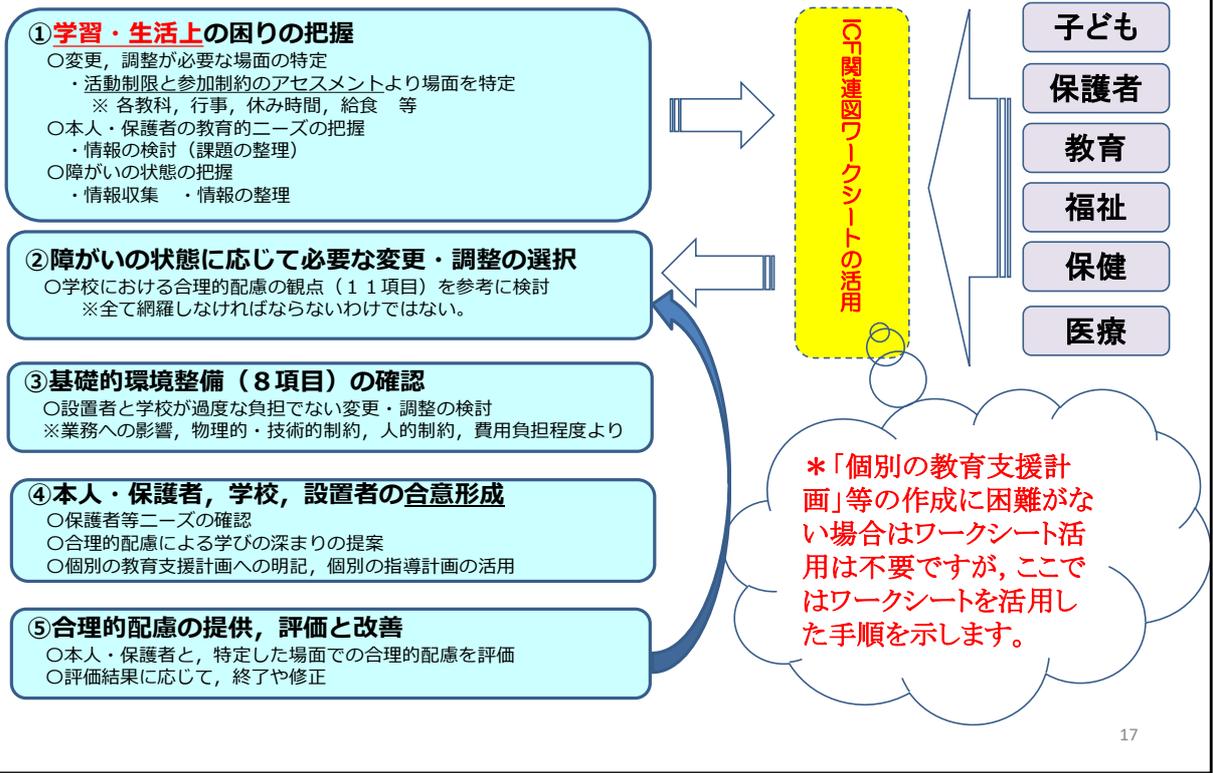
学習・生活上の困りってどのように  
把握するの？

合理的配慮は卒業まで同じ？  
評価するのでしょうか？



ICF関連図ワークシートの活用について紹介します。  
「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に困ったら、  
こちらを参考にしてください。

# (1) ICF関連図ワークシートの活用 (全体)

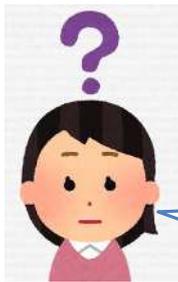


○合理的配慮の検討から、「個別の教育支援計画」の作成までの手順を、中教審答申を参考に作成しました。以下、1～5の手順は、合理的配慮の検討手順と同じです。

○ここでは、ICF大分モデルのワークシートを活用した手順を説明します。

○既に個別の教育支援計画等の作成や合理的配慮の提案がスムーズになされ、それにより合意形成等を行っている場合はワークシートを使用しなくても十分です。

○あくまでもワークシートは考える道筋をわかりやすくするためのシートと考えてください。



## ICF関連図ワークシートを 活用する利点

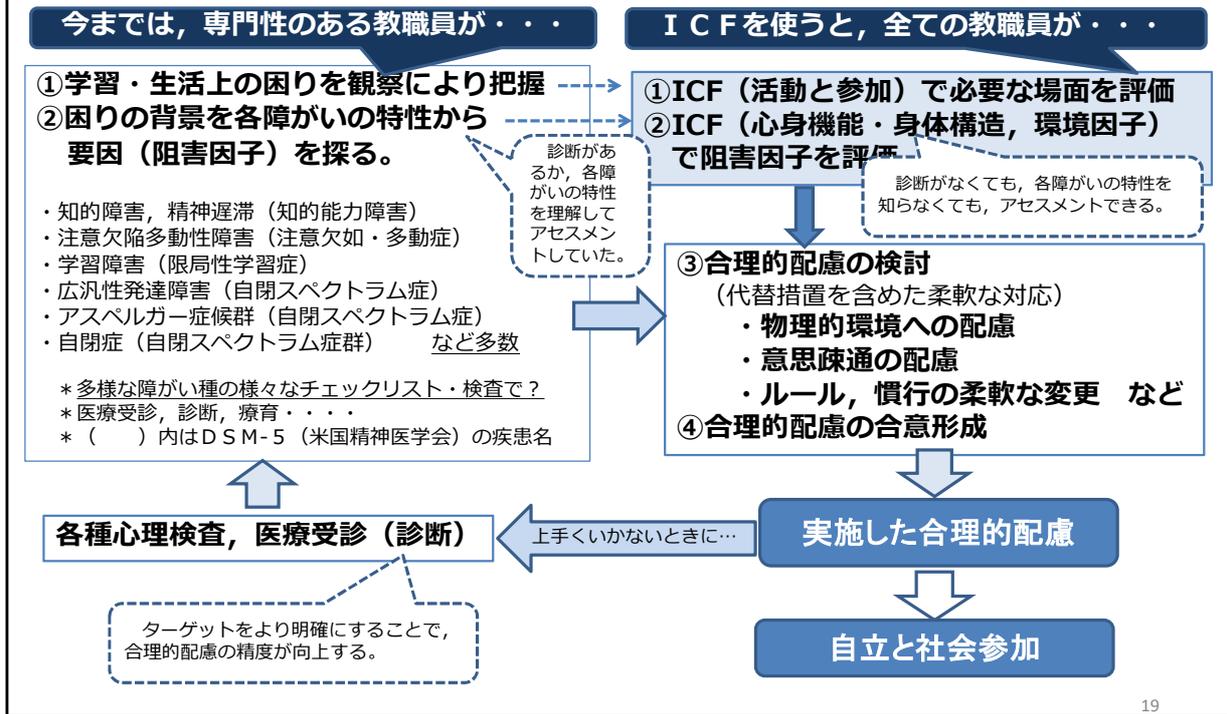
ICFワークシートを活用すると  
何がいいの？

障がいの特性や診断名などに詳しくなくても

- ☆子どもの学習・生活上の困りが把握しやすい
- ☆関係機関（医療・福祉等）との共通言語により  
情報交換しやすい
- ☆本人・保護者との合意形成に活用できる
- ☆合理的配慮の評価（継続や終了）に活用できる



# ICF関連図ワークシートを活用する利点



19

○合理的配慮は障がいの種類によらない個別性の高い変更・調整ですが、子どもたちの障がいの特性により活動の制限や必要な合理的配慮が類似していることがあります。そのため、合理的配慮を検討する場合は、子どもの活動を制限している障がいの特性が明確になると容易になります。

○しかし、特別支援学校教諭免許状を保有していなかったり、特別に研修等の経験のない先生方が多い場合、多くの障がいの種類があり、その特性や対応方法が多岐にわたるものの中から障がい特性などを見極めることが困難なことが予想されます。

○そこで、ICFの「活動と参加」に即して学習・生活上の困りを客観的に評価し、その阻害要因をICFの「心身機能・身体構造・環境因子」で評価すれば、全ての教職員がアセスメントすることが可能になると考えました。

○本事業によりICFの約1400項目から、医療・福祉・保健・教育の専門家の方々の意見を反映して、多くの障がいの特性を見逃さない最小限の項目を選択しました。

○合理的配慮は、「物理的環境への配慮」「意思疎通の配慮」「ルールの柔軟な変更」を視点に教育的に検討していきます。

○その結果、子どもの自立と社会参加が可能になることが目標です。

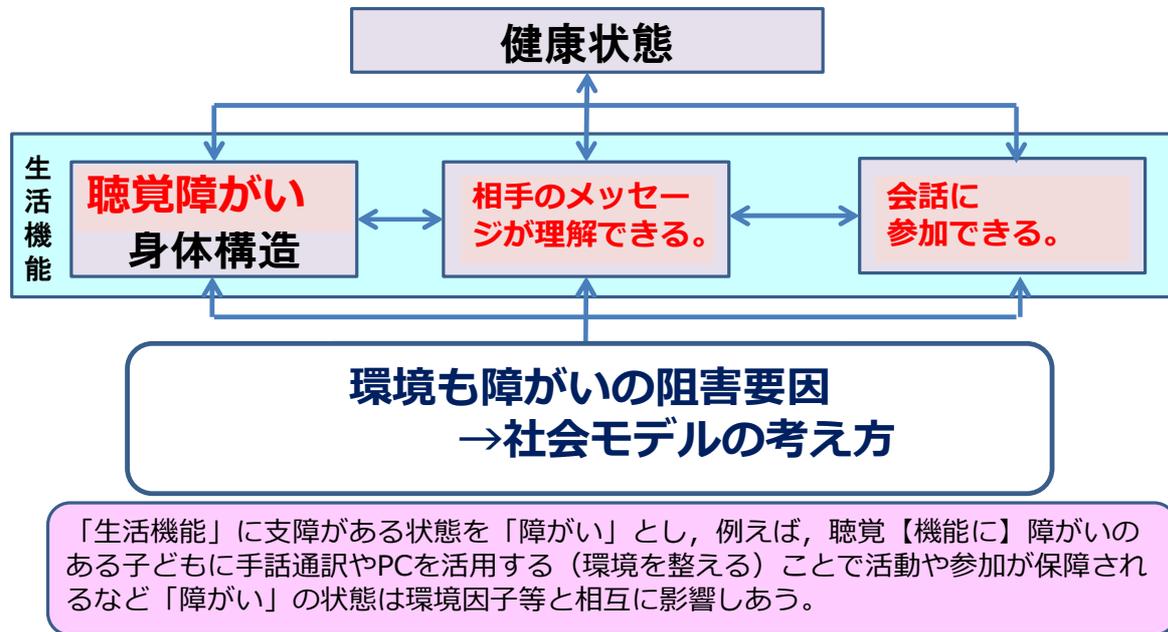
○ただし、その合理的配慮が上手くいかない場合は、心理検査や医療診断を進めることで、障がいの特性がより明確になり、合理的配慮の精度が向上することが期待できます。

## (2) ICFとは

大分県のモデル事業ではWHO（世界保健機関）が採択しているICF（国際生活機能分類）を活用したアセスメントを提案しています。

\*ICFは人間の生活機能と障がいに関する状況を記述することを目的とした分類

例) 食事：噛む、飲む、はし等の使用、 マナーなどの項目から成り立つチェックリスト



20

○ICFに関する説明です。

○この概念図は、個人の生活機能である「心身機能」「身体構造」「活動」と「参加」は、上段の「健康状態」と、下段の「環境因子」「個人因子」との間のダイナミックな相互関係が存在することを示しています。

○例えば、聴覚障がいのある子どもが、「個人因子」となる家族理解のもとで、手話通訳者の支援許可という「環境因子」を変化させることで、「話し言葉の理解」という「活動」が可能になり、会話に「参加」することもできるようになります。

○このように環境因子を変化させることによって、活動と参加の状態を向上させるICFにおける社会モデルの考え方が、合理的配慮の検討には適していると考えました。

○そこで、医療の専門家でない教職員が、障がいの特性をアセスメントするためのスケールとして、ICFを活用することにしました。

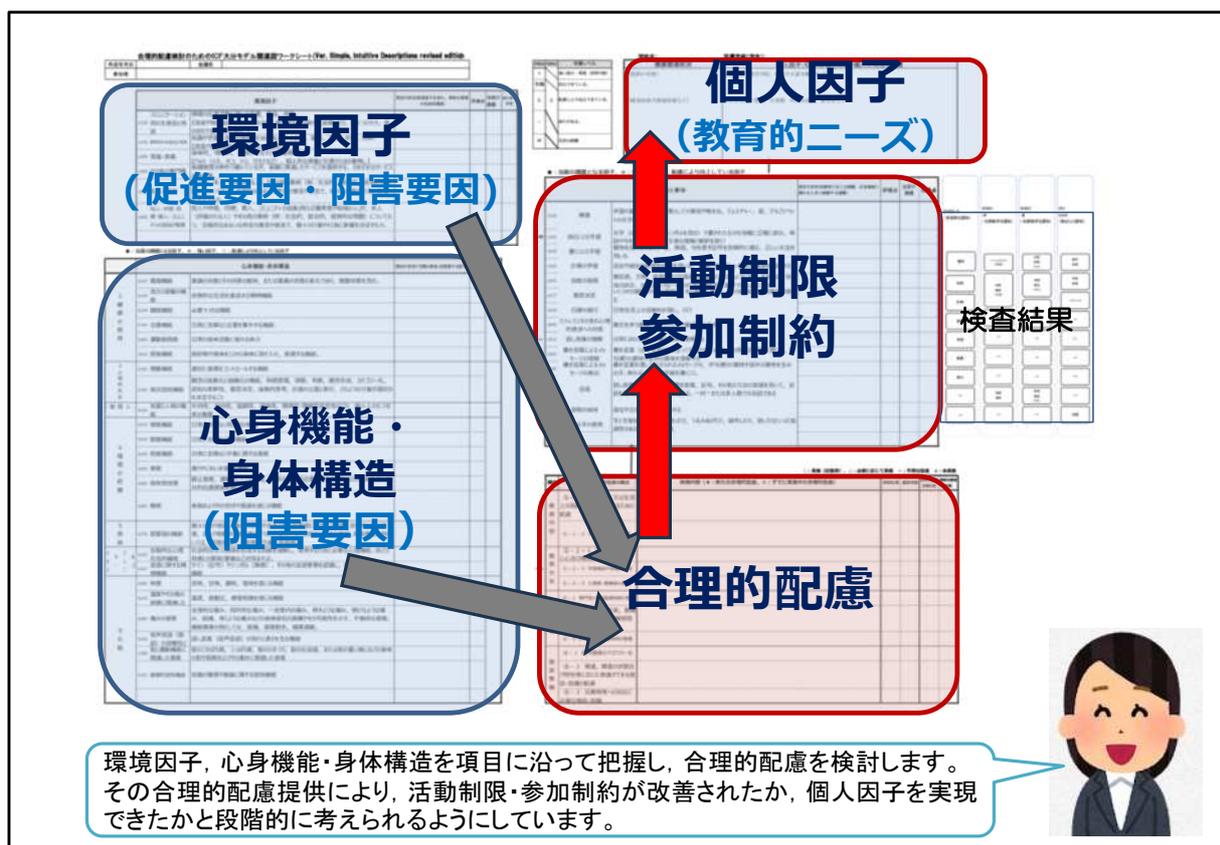
### (3) ICF関連図ワークシートの構成

The image shows a screenshot of a worksheet titled '児童発達支援センターのICF大域レベル機能領域ワークシートVer. 01a01a Initial Description revised edit01'. The worksheet is divided into several sections, each highlighted with a colored box and a label:

- 環境因子 (促進要因・阻害要因)**: A blue box highlights the top-left section, which contains a list of environmental factors.
- 個人因子 (教育的ニーズ)**: A red box highlights the top-right section, which contains a list of individual factors.
- 心身機能・身体構造 (阻害要因)**: A blue box highlights the middle-left section, which contains a list of physical and mental functions and structures.
- 活動制限 参加制約**: A red box highlights the middle-right section, which contains a list of activity limitations and participation restrictions.
- 合理的配慮**: A red box highlights the bottom-right section, which contains a list of reasonable accommodations.
- 検査結果**: A small table on the right side of the worksheet, labeled '検査結果', contains numerical data.

21

ICFでは環境因子も含めて子供の実態を見ていくことになります。

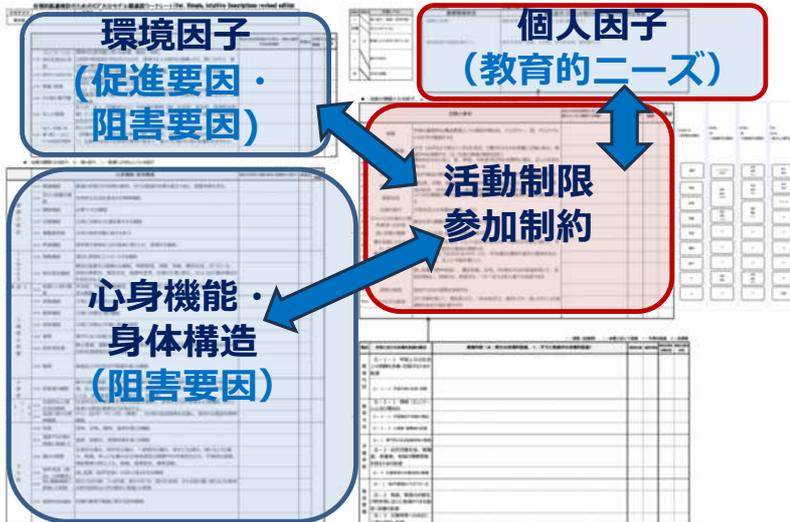


- ・矢印の向きは吹き出しの中に記述されている順に向かうようになっています。
- ・青い背景色の四角，灰色の矢印は実態，赤い背景色の四角，矢印は合理的配慮により効果点として評価していくことを示しています。
- ・活動制限や個人因子を赤い枠で囲ったのは，合理的配慮により効果点として評価していくことを示しています。



字が小さくて...

全体像がとらえやすいように、1枚に収めたので、字が小さめになっています。必要であればシートを分けても構いませんが、考え方(流れ)は把握しておく必要があります。



子どもの「活動と参加」に注目して、「活動と参加」を制限・制約している要素を、「個人因子」「環境因子」「心身機能・身体構造」から捉えます





言葉が専門的で難しいんですが？

用語集のシートがあります。参照してください。  
\* 以下は一例です。



| 活動と参加        |   |
|--------------|---|
| d130 模倣      | 学習の基礎的な構成要素としての真似や物まね、ジェスチャー、音、アルファベットの文字の模倣をする                     |
| d140 読むことの学習 | 文字（点字および他のシンボルを含む）で書かれたものを流暢に正確に読み、単語や句を理解する（文・文章の理解と解釈を除く）         |
| d145 書くことの学習 | 意味を伝えるために、音、単語、句を表す記号を効果的に綴る、正しい文法を用いる                              |
| d150 計算の学習   | 加法や減法の数学的記号を用いる、問題に対し正しい数学的演算を適用する                                  |
| d155 技能の習得   | 筆記具、刃物、食器具などの道具を機能的に扱えるようになる。あるいは、球技の試合、オセロのような一連の行為を機能的に遂行できるようになる |
| d177 意思決定    | いくつかの課題の中から選択し、その選択を実行し、その結果による効果を評価する                              |



ICFワークシートっていつ記入するの？

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」  
の作成に困ったとき です。



年度末  
(新入生は年度  
初め)

- 本人, 保護者のニーズ
- 前年度までの学習状況
- 学習面, 生活面での 困りを把握
- 障がいの状態を把握

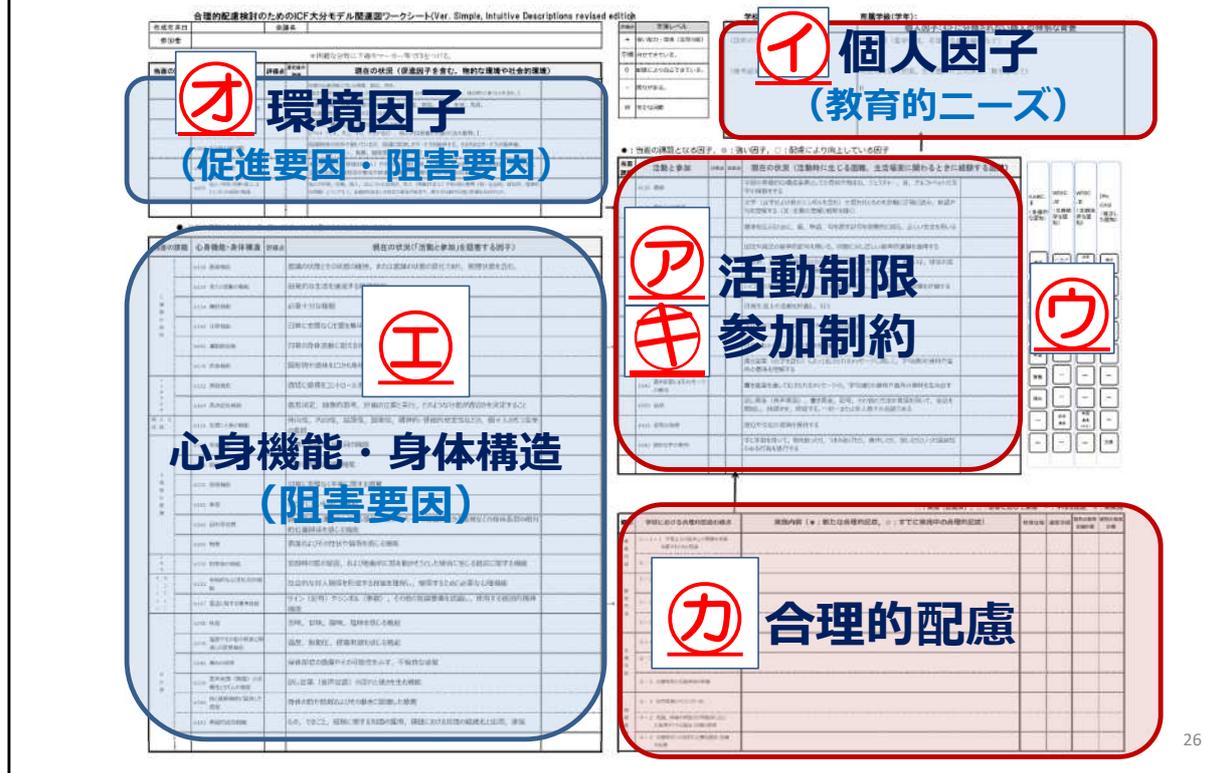
ニーズがあまりにも本人の状態と離れている

どこに困りがあるのか把握しにくい。学習面の困りは本当に困っているか。

改善可能なものなのか？  
優先度は？

関係機関ではどんなことをしているのか？

#### (4) ICF関連図ワークシートを活用した合理的配慮の検討手順



㊦から説明します。便宜上、カタカナで順番を振っています。

「カ」、「キ」は効果点として評価することも含んでいます。そのため、「活動制限、参加制約」に「キ」が入ります。

「評価点」の欄には以下の通り記入します。「+」強い能力・環境(活用可能)。「0」配慮により自立できている。「-」困りがある。「W」完全な困難。「空欄」は自立できていることを示します。

したがって、全ての項目について評価することになりますが、全ての項目に記入されるわけではないことにご注意ください。

① 学習・生活上の困りの把握 (変更, 調整が必要な場面の特定)

医療 保健 保護者 本人 教職員 からの情報によるアセスメント

●: 当面の課題となる因子, ○: 強い因子, ◎: 配慮により向上している因子

| 活動と参加                   | 現在の状況(活動時に生じる困難, 生活場面に変わるときに経験する困難)                            | 評価点 | 当面の課題 | 効果点 |
|-------------------------|--|-----|-------|-----|
| d130 模倣                 | 学習の基礎的な構成要素としての真似の動作の文字の模倣をする                                  |     |       |     |
| d140 読むことの学習            | 文字(点字および他のシンボルを含む)で書かれたものを流暢に正確に読み, 単語や句を理解する。(文・文章の理解と解釈を含む)  |     |       |     |
| d145 書くことの学習            | 意味を伝えようとする目的で文字や記号を効果的に用いる。正しい文法を用いる。                          |     |       |     |
| d150 計算の学習              | 問題に対し正しい数学的演算を適用する。  | -   |       |     |
| d155 技能の習得              | 身体的に扱えるようになる。あるいは, 球拍を効果的に運用して進行できるようにする。                      |     |       |     |
| d177 意思決定               | 選択を実行し, その結果による効果进行评估する。                                       | -   | ●     |     |
| d230 日課の遂行              | 日常生活のルーティンを実行し, 行う。  | -   | ●     |     |
| d240 ストレスとその他の心理的欲求への対処 | 責任を伴う課題によるストレスや動揺に対処する。  |     |       |     |
| d310 話し言葉の理解            | 日常における話し言葉の意味を理解する。  | -   | ●     |     |
| d325 書き言葉によるメッセージの理解    | 書き言葉(点字を含む)によって伝えられるメッセージ(例えば手紙)に関して, 字句通りの意味や言外の意味を理解する。      | +   | ◎     |     |
| d345 書き言葉によるメッセージの表出    | 書き言葉を通して伝えられるメッセージの, 字句通りの意味や言外の意味を生み出す。例えば, 友人に手紙を書くこと。       |     |       |     |
| d350 会話                 | 話し言葉(音声言語), 書き言葉, 記号, その他の方法で言語を用いて, 会話を開始し, 持続させる。多人数での会話である。 |     |       |     |
| d415 姿勢の保持              | 座位。  |     |       |     |
| d440 細かい手の使用            | 手と道具の操作性。  |     |       |     |

各教科等の授業での参加・理解・習得の状況を ICF の用語で困難部分に下線を引く。

\* 医師・保健師, 保護者や子どもからの情報も参考にする。

\* ICF で分かりにくい表現や付加情報を記入

+ 強い能力  
空欄 自立できている  
0 配慮により自立できている  
- 困りがある  
W 完全な困難

27

(手元にワークシートをご準備ください。わかりやすくなります。)

シート26の㊦の部分の記述について説明します。

○活動と参加の欄では, 子どもの困難な部分に下線を引いて表記します。また, 『現在の状況』に赤字で示しているように, 付加情報を記述しても結構です。

○その結果, 困りのある項目などを, + などの記号で記入する欄が「評価点」です。このことにより, 子どもの困りのある部分がピックアップされます。

○留意していただきたいことは, + と記入した項目全てを向上させることは子どもに多大な負担をかける可能性があります。そこで, 特に向上させたい項目を精選し, 「当面課題」の欄に●を記入するようにしました。

○また, 子どもの強い因子を+と表記することで, 強い能力を活用した合理的配慮のアイデアへと結び付けられます。

① 学習・生活上の困りの把握 (本人・保護者の教育的ニーズの把握)

保護者 本人 福祉 医療 からの情報

診断名等

進路に関する希望 (高等学校進学ニーズ)

学校名: ○○立○○中学校 所属学級(学年): 自閉症・情緒障がい特別支援学級(第2学年)

| 健康関連状況  | 個人因子:ICFに分類されない個人の特別な背景  |
|---|--|
| (診断の有無)<br>・自閉症   | 進路希望 (進学学校, 希望する就労職種など)<br>・地域の中学校→県立高等学校(普通科)→居住地近隣の一般就労  |
| (検査結果や関連情報など)<br>・KABO-II (H28.3) 認知: 70(66-76),<br>聴覚: 62(57-69), 同時: 98(90-106)<br>計画: 87(79-96), 学習: 54(48-64) | 特別な背景 (習慣, 生育歴, 社会的背景, 教育歴など)<br>・厳格な家庭で育ち, 否定的で差別的な振る舞いをする。<br>・山村地域に居住し, 片道約20kmを保護者の自家用車で通学している。<br>・本人は, 姿勢の保持への配慮(滑り止めシート)を拒んでいる。 |

各種検査から読み取れる認知処理の特徴

出生後からの育ちの環境

活動と参加に対する本人の考え方を記入する。

28

シート26の①の部分について説明します。

○個人因子には, ICFに分類されない個人の特別な背景を自由に記載できるようにしました。

○この滑り止めシートの例のように, 提案された合理的配慮を本人が拒んでいる状況を記入することも考えられます。

○心理検査結果は, 合理的配慮へと活用するためにも知能指数や認知総合尺度だけでなく, それぞれの指標や尺度の結果を記入することが大切です。

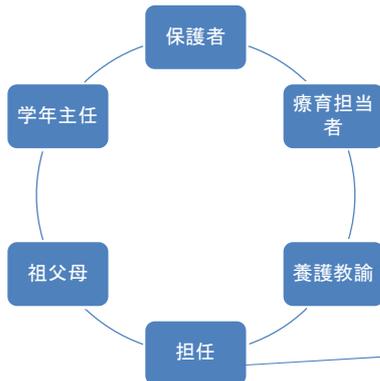


記入する人によって評価がずれますが？

なぜ違うのか、話し合しましょう。場面の違い、支援の違いなど思わぬヒントがあり、一緒に記入するとよいですね。



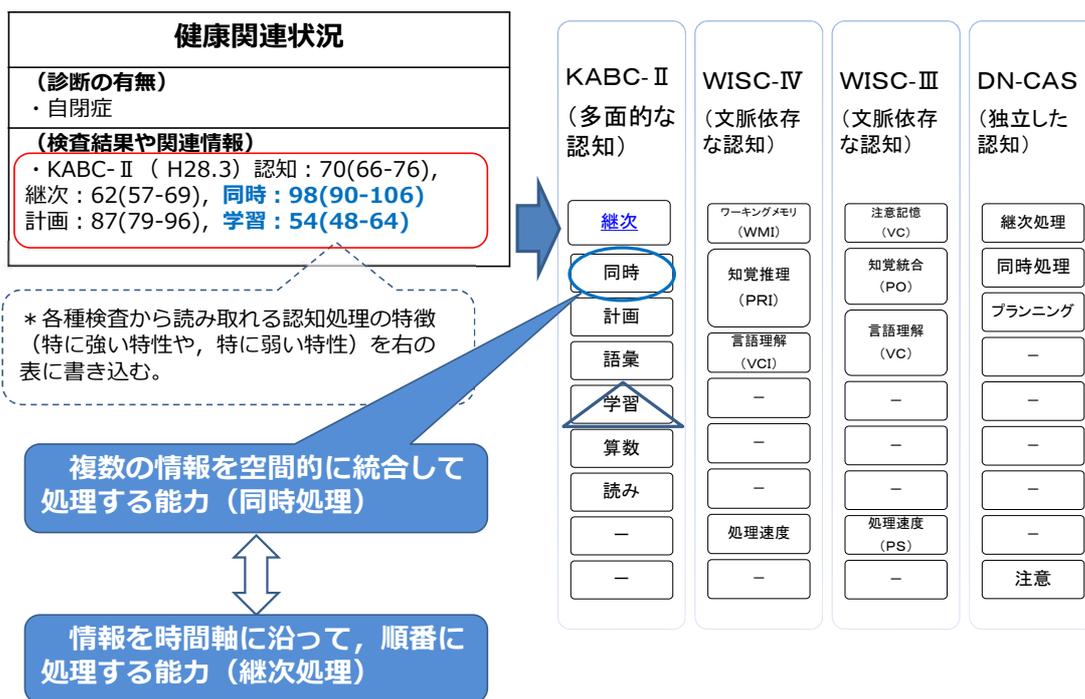
保健室ではプリントだけがテーブルの上、問題は私が読んでいます



保健室ではとっても静かです。特に困りません。

教室ではプリントを破ったり、机に伏せたり。

① **学習・生活上の困りの把握**（障がいの状態の把握）



30

ここでは、シート26の「ウ」の表記、検査結果について説明します。

○心理検査結果から読み取れる、認知上の特性を右の表にチェックすることで特徴が見やすくなります。強い部分に○、苦手な部分に△を記入すると特徴を捉えやすくなります。

○個に応じた学習指導においては、得意な認知処理(同時処理や継次処理)を活用した指導方法が効果的なこともあります。





① **学習・生活上の困りの把握**（障がいの状態の把握）

保護者 本人 からの情報によるアセスメント

+ 強い能力  
 空欄 自立できている  
 0 配慮により自立できている  
 - 困りがある  
 W 完全な困難

●: 当面の課題となる因子。◎: 強い因子。○: 配慮により向上している因子

| 環境因子 * 困難な箇所には下線やマーカー等で印をつける。 |  | 現在の状況(促進因子を含む、物的な環境や社会的環境) | 評価点 | 当面の課題 | 変化後の評価 |
|-------------------------------|--|----------------------------|-----|-------|--------|
| コミュニケーション<br>用125 用の生産品と用具    | 情報の伝達活動に用いる装置、製品、用具。<br>【改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。】                                    |                            | -   | ●     |        |
| 教育用130 用の生産品と用具               | 知識や学識、技能の習得のために用いられる装置、製品、工程、手法、用具。<br>【改造や特別設計がなされたものを含む。】  |                            |     |       |        |
| 家畜・家禽350                      | 身体的、情緒的、心理的な支えとなる動物。   |                            |     |       |        |
| その他の専門職360                    | 【ペット（イヌ、ネコ、トリ、サカナなど）、個人的な移動と交通のための動物。】<br>保健制度の枠外で動いているが、保健に関連したサービスを提供する、さまざまなサービスの提供者。                         |                            |     |       |        |
| 友人の態度420                      | 友人が、本人（評価される人）やその他の事柄（例：社会的、政治的、経済的な問題）について、全般的なあるいは特定の意見や信念で、個々の行動や行為に影響を及ぼすもの。                                 |                            |     |       |        |
| 知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの成因の態度425   | 知人や仲間、同僚、隣人、コミュニティの成員(例えば養育者や地域の人)が、本人（評価される人）やその他の事柄（例：社会的、政治的、経済的な問題）について、全般的なあるいは特定の意見や信念で、個々の行動や行為に影響を及ぼすもの。 |                            | -   | ○     | 0      |

障がいであることを保護者が認識しないため、対応困難

保護者から聞き取った情報

コーディネーターとの面談により理解した。

シート26の④の環境因子について説明します。

○これまでの心身機能・身体構造と重なる説明は省きます。

○ここでは、本人や保護者から聞き取った情報、状況も記述して困りの把握や合理的配慮提供後の変化を評価します。

## ②障がいの状態に応じて必要な変更・調整の選択

| 環境因子                 | 障害要因<br>促進要因 | 評価 | 当面課題 | 配慮後の<br>評価 | 健康関連状況  | 個人因子  | ④教育的ニーズ |
|----------------------|--------------|----|------|------------|---|---|---------|
| e125コミュニケーション用の      |              | -  | ●    |            | (診断の有無)<br>・自閉症   | (進路希望)<br>中学校→ <b>高等学校(普通科)</b> →一般就労   |         |
| e425知人<br>コミュニケーションの | 障がいを未公表      | -  | ○    | 0          | (検査結果や関連情報)<br>・KABC-II (H28.3) 認知: 70(66-76),<br>織次: 62(57-69), <b>同時: 98(90-106)</b><br>計画: 87(79-96), <b>学習: 54(48-64)</b> | (特別な背景)<br>・厳格な家庭で育ち、否定的で差別的な振る舞い<br>・片道約20分を保護者の自家用車で通学<br>・保育所や幼稚園での教育歴はない。 |         |

| 自立活動の<br>観点 | 心身機能<br>身体構造           | 現在の状況(障害要因)                        | 評価 | 課題 | 活動と参加       | 現在の状況                                   | 評価 | 当面課題 | 効果 |
|-------------|------------------------|------------------------------------|----|----|-------------|---|----|------|----|
| 1健康の保持      | b140注意機能<br>b455運動耐容能  | 注意散漫                               | -  | ●  | 書くこと的能力     | 複雑な数学的演算が困難                             | -  |      |    |
| 2心理的安定      | b152情動機能<br>b164高次認知機能 | 外的刺激に過反応<br><b>概念形成困難, 同時処理が得意</b> | -  | ●  | d150計算の学習   | 選択肢の中からの選択が困難                           | -  |      |    |
| 3人間関係       |                        |                                    | -  |    | d177意思決定    | 活動の時間配分や計画を立てる困難                        | -  |      |    |
| 4環境の把握      | b210視覚機能<br>b265触覚     | 細かな形の違いに気づく<br>軽く触れても激痛            | -  |    | d230日課の遂行   | <b>d310話し言葉の理解</b><br>話し言葉の意味を理解することが困難 | -  | ●    |    |
| 5身体         | b735筋緊張機能              | 姿勢保持に苦痛が伴う。                        | -  |    | d325書き言葉の理解 |   | +  | ◎    |    |
| 6コミュニケーション  |                        |                                    | -  |    | d345書き言葉の表出 | 言外の意味を生み出すことが困難                         | -  |      |    |
| 7その他        | b330発話の流暢性             | 独特のリズム                             | -  |    | d415姿勢の保持   | 必要に応じて同じ姿勢を保つことが困難で、離席多い。               | -  |      |    |
|             |                        |                                    | -  |    | d440細かな手の使用 |   |    |      |    |

- 話し言葉(音)の理解という「活動と参加」を向上させるために、
- 概念形成は困難であるものの、『同時処理が得意』であることを活用し、
- 『具体物や写真などで意味づけをしながら、言葉の意味を獲得する。』合理的配慮を提供することで、
- 子どもの高等学校進学(教育的ニーズ)の実現を目指す。

| 観点   | 学校における合理的配慮の観点             | 実施内容(◎:既に実行・記載中 ○:今後常時実施 △:必要に応じて実施<br>-:不用な配慮 ×:未実施) |
|------|----------------------------|---|
| 教育内容 | ①-1-1学習上又は生活上の困難を克服するための配慮 | <b>具体物や写真などで意味づけをしながら、言葉の意味を獲得する指導を行う。(b164→d310)</b> |

○以上のような手順を踏んで、合理的配慮を検討した例です。

## ① 学習・生活上の困りの把握（具体例）

○変更、調整が必要な場面の特定

・各教科の授業

○本人・保護者の教育的ニーズの把握

・授業に参加したい。  
・地域の高等学校に進学したい。

○障がいの状態の把握

・気になるものを見ると走り出し授業参加できない。  
・先生の指示や説明が聞けず学習活動ができない。  
・自閉症、12歳（中1）



### ポイント

特性の把握（プラス面をみることも大切。）

①外的刺激に過度に反応する。(b140注意機能)

・倉庫のような窓のない場所ではじっとしている。

②書籍に書かれていることを短時間で理解できる。(d140読むことの学習) など

35

○では、「変更・調整が必要な場面の特定」「本人保護者の教育的ニーズの把握」「障がいの状態の把握」の具体例について説明します。

○頻繁に教室を飛び出し、学習活動が確保できていない子どもに対して、恒常的な授業参加と公立高等学校や国立大学への進学という教育的ニーズがある例です。

○この場合は、全てのカリキュラムを履修する必要性から、全教科の授業場面で合理的配慮が必要になります。進学先の入試科目や、子どもの得意分野の状況によっては、特定の教科に限定されることも考えられます。

○これから、合理的配慮を考える上では、次の2点を考慮することが大事になります。

○1点目は、心身機能の向上を求めてはいけないう障がい特性(ICFの項目)を把握することです。

○この子どもの場合、外的刺激に過度に反応する特性は、脳機能によるものですので改善は困難であり、そのための努力は本人の苦痛でしかないばかりか、効果が望めません。

○外的刺激を我慢させることは止めて、外的刺激を遮断する合理的配慮を検討することになります。

○2点目は、子どもの特性の内、活動と参加を促進する強みを把握することです。

○書かれたことを流暢に正確に読みとる能力が秀でていることを生かした合理的配慮を検討することが効果的です。



#### ④本人・保護者，学校，設置者の合意形成

○：実施， △：必要に応じて実施， -：不用な配慮， ×：未実施

| 観点   | 学校における合理的配慮の観点                      | 実施内容（●：新たな合理的配慮，☆：すでに実施中の合理的配慮）  | 特別な場 | 通常学級 | 個別の教育支援計画 | 個別の指導計画 |
|------|-------------------------------------|--|------|------|-----------|---------|
| 教育内容 | ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮      | ・ <b>具体物や写真などで意味づけをしながら，言葉の意味を獲得する指導を行う。(b164→d310)</b>                        | -    | △    | ○         | ○       |
|      | ①-1-2 学習内容の変更・調整                    |  |      |      |           |         |
| 教育方法 | ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮           | ・指示をシンボルマークにより行う。(b164→d230)   | ○    | ○    | ○         | ○       |
|      | ①-2-2 学習機会や体験の確保                    | ★提案するが実施を拒否している合理的配慮や，過去に実施したが子どもの成長により中止した合理的配慮も記載しておく，今後の指導や過去の実績記録として活用できる。 |      |      |           |         |
|      | ①-2-3 心理面・健康面の配慮                    |  |      |      |           |         |
| 支援体制 | ②-1 専門性のある指導体制の整備                   |  |      |      |           |         |
| 施設整備 | ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮  |  |      |      |           |         |
|      | ②-3 災害時等の支援体制の整備                    |  |      |      |           |         |
|      | ③-1 校内環境のバリアフリー化                    | ・座面に滑り止めマットを使用する。(b735→e125,d415)  | ×    | ×    |           |         |
|      | ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 |  |      |      |           |         |
|      | ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮            |  |      |      |           |         |

★心身機能（b735：筋緊張の機能）をターゲットに，「座面に滑り止めマットを使用する」合理的配慮により，痛みを感じていた環境因子（e125：コミュニケーション用の生產品と用具）が改善し，活動と参加（d415：姿勢の保持）の向上が期待できるが，本人・保護者が希望していないため，実施していない合理的配慮。

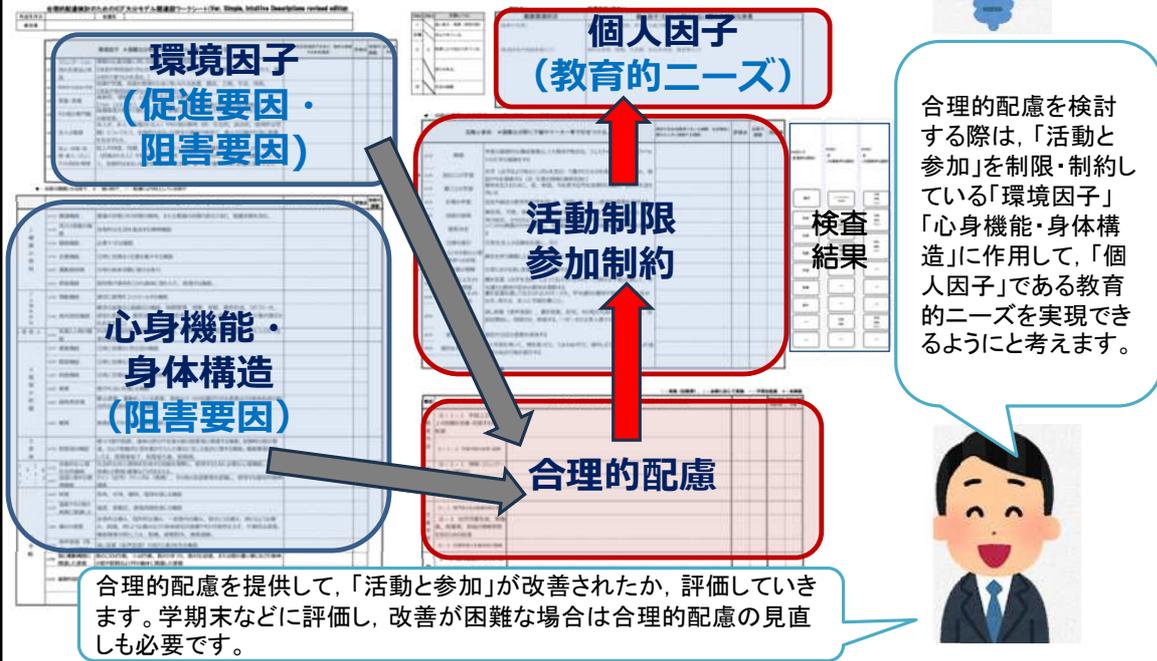
37

このような考え方でシート26の㉑の部分の提供する合理的配慮について，本人・保護者に説明し，合意形成をします。

○また，その際は，どこで提供するのかについて示します。

## ⑤合理的配慮の提供、評価と改善

教育的ニーズの実現に向けて、合理的配慮を評価しましょう。  
見直し・継続・終了などの検討が大切です。



| 活動と参加               | 現在の状況（活動時に生じる困難，生活場面に関わるときに経験する困難）   | 評価点 | 当面課題 | 効果点 |
|---------------------|--|-----|------|-----|
| d2<br>30<br>日課の遂行   | 日々の手続きや義務に必要なことを、計画、管理、達成するために、単純な行為または複雑で調整された行為を遂行すること。例えば、 <b>1日を通してのさまざまな活動の時間を配分し、計画を立てること。</b>           | —   | ●    | 0   |
| d3<br>10<br>話し言葉の理解 | <b>話し言葉（音声言語）のメッセージに関して、字句通りの意味や言外の意味を理解すること。</b> 例えば、言明が事実を述べるものか、慣用表現かを理解すること。例えば、話し言葉のメッセージに反応することや、理解すること。 | —   | ●    | 0   |
| d4<br>15<br>姿勢の保持   |  | —   |      |     |

**合理的配慮により改善した項目に0（ゼロ）を記入。**

特別支援学級  
通級による指導 等

個別の教育支援計画等に記載している。

○：実施 △：必要に応じて実施 —：不用な配慮 ×：未実施

| 観点   | …観点   | 実施内容（●：新たな合理的配慮，☆：すでに実施中の合理的配慮）        | 特別な場 | 通常学級 | 個別の教育支援計画 | 個別の指導計画 |
|------|-------|--|------|------|-----------|---------|
| 教育内容 | ①-1-1 | ・音と言葉を結びつけてから、意味づけをする指導を行う。（b164→d310） | —    | △    | ○         | ○       |
| 教育方法 | ①-2-1 | ・指示をシンボルマークにより行う。（b164→d230）           | ○    | ○    | ○         | ○       |
| 施設整備 | ③-1   | ・座面に滑り止めマットを使用する。（b735→e125,d415）      | ×    | ×    |           |         |

個別の教育支援計画等に記載していない。（空欄）

- このようにして提供した合理的配慮は、効果点として評価します。その後、改善したり、場合によっては終了することがあります。
- また、提供する合理的配慮は、どこに記録しているのかを示す必要があります。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に記載しておくことで、有効な合理的配慮を継続できるよさがあります。また、提供の有無についての根拠ともなります。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成例

## 合理的配慮検討・提供のための「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について

(背景)  
合理的配慮の法的義務化

- 公立学校では合理的配慮の不提供が禁止された。
  - \* 障害者の権利に関する条約の批准 (平成26年1月20日)
  - \* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 (平成28年4月1日)
- 提供した合理的配慮を「個別の教育支援計画」に記載することが望ましい。 \* 中央教育審議会初等中朝教育分科会報告 (平成24年7月)

(課題)  
「個別の教育支援計画」  
「個別の指導計画」の  
作成率・質の向上

- 特別支援教育の経験が浅い教員は作成が困難。
- 既存の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」には、合理的配慮を検討するために必要な情報が記載されていないことがある。
  - \* 市町村特別支援教育連絡協議会 (平成26年5月)
  - \* 特別支援学校コーディネーター連絡協議会 (平成26年5月)

(対策)  
・ 様式の提案  
・ ワークシートの  
開発

- 合理的配慮の内容と、その根拠となる障がい特性の記載。
- 関係機関との連携状況、学校の基礎的環境整備の記載。
- 合理的配慮の提供場面、提供者、提供期間、必要な器材の記載。
  - \* 県特別支援連携協議会 (平成26～27年度 小・中学校等特別支援教育充実事業)
- 特性に応じた合理的配慮を検討するためのワークシートの開発。
  - \* 合理的配慮協議会 (平成26～27年度 多様な学びの場充実モデル実践事業)

(効果)  
合理的配慮提供の根拠資料に！

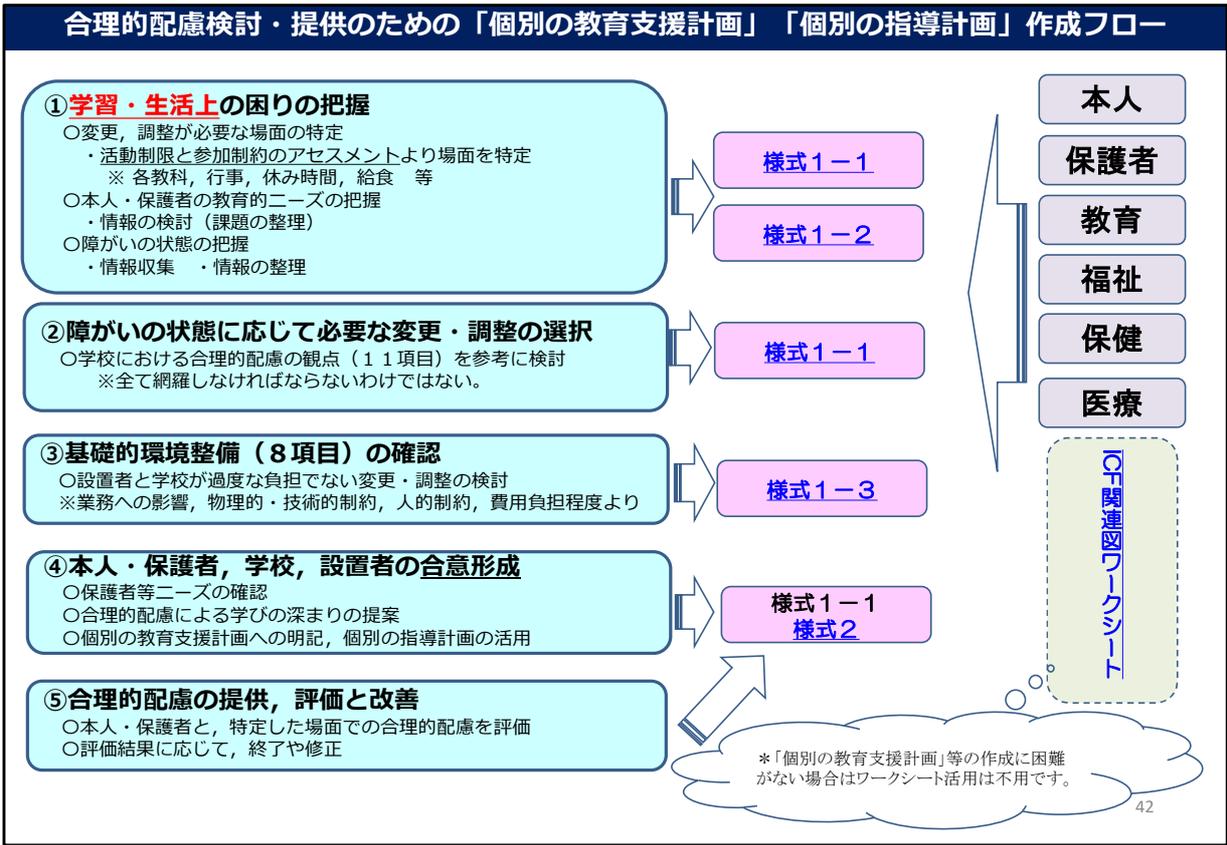
- 保護者との合意形成のための資料。
- 入試、進学先への合理的配慮申出のための根拠資料。
- 事業主に合理的配慮を申し出るための根拠資料。
  - \* 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 (文部科学省 平成27年11月9日)
  - \* 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (厚生労働省 平成25年6月)

41

それでは、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について説明します。すでに、各学校で定めた様式がある場合は、その様式をご活用ください。

○様式の改定、まだ様式がないなどの場合には、これから示す様式を活用していただくとこれまで説明したICF大分モデルを活用した合理的配慮の提供の考え方とつながります。

○この様式を活用することで、合理的配慮提供の法的義務、必要な情報の記載、子どもに応じた合理的配慮の提供ができると考えています。そして、これから子ども達が雇用される時には自ら合理的配慮を雇用主に申請できるようになりますが、そのことへ対応できる子どもへと育てるためにも必要です。



○各項目とこれから説明する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式の関係を示しています。

○これから説明する各様式は、ワークシートを活用して整理したものをそのまま記載できます。

個別の教育支援計画（概要版：記入例）

（様式1-1）

作成者氏名 ○○ ○○ 所属・職 ○○小学校, 教諭 (学級担任) 作成年月日 H28, 6, ○○ 保護者 ○○ ○○ 印

| 基本情報 1 |                 | 基本情報 2 |              | 基本情報 3  |                       | 長期目標 (卒業時)       |
|--------|-----------------|--------|--------------|---------|-----------------------|------------------|
| 氏名     | ○○ ○○           | 診断名    | 自閉症          | 好きなもの   | 読書 (科学分野)             | 交流学級での学習参加と理解・習得 |
| 所属学校   | ○○立○○中学校 (第1学年) | 主治医    | ○○ ○○        | 本人の要望   | 高等学校 (普通科) → 一般就労     |                  |
| 所属学級   | 自閉症・情緒障がい特別支援学級 | 機関名    | ○○発達総合医療センター | 保護者の要望  | 高等学校 (普通科) → 大学, 一般就労 | 短期目標 (1年時)       |
| 住所     | ○○市町村○○ ○○番地    | 連絡先    | ○○○-○○○-○○○○ | 学校の要望   | 高等学校 (普通科) → 一般就労     | 交流学級での学習参加       |
| 緊急連絡先  | ○○○-○○○-○○○○    | 手帳の有無  | なし           | 就労希望職種等 | 一般事務                  |                  |

| 心身機能・身体構造・環境因子の状況 |                                 | 活動と参加の状況        |                                   | 合理的配慮 (○:実施, △:必要に応じて, -:不要, ×未実施) |   |
|-------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------------------------|------------------------------------|---|
| 1,健康の保持           | 注意散漫 (転導性)                      | 模倣              |                                   | 教育内容                               | 学習上又は生活上の困難の改善・克服<br>△音と言葉を結びつけてから, 意味づけをする指導を行う。                         |
| 2,心理的安定           | 外的刺激に過度に反応<br>概念形成困難<br>同時処理が得意 | 読むこと            | 読むこと                              |                                    |   |
| 3,人間関係            |                                 | 書くこと            | 書くこと                              | 教育方法                               | 情報・コミュニケーション及び教材の配慮<br>○指示はシンボルマークにより行い, 教材を読む時間を確保する。                    |
| 4,環境の把握           | 細かな形の違いに気づく。<br>軽く触れても激痛に感じる。   | 計算の学習           | 複雑な数学的演算, 問題に対して正しい数学的演算の概要が困難。   |                                    |   |
| 5,身体              | 姿勢保持に苦痛が伴う。                     | 技能の習得           | 課題の遂行を決定したり, 遂行することが困難。           | 支援体制                               | 学習機会や体験の確保<br>心理面・健康面の配慮<br>専門性のある指導体制の整備<br>理解啓発を図るための配慮<br>災害時等の支援体制の整備 |
| 6,コミュニケーション       |                                 | 意思決定            | 活動の時間を配分し, 計画を立てることが困難。           |                                    |   |
| その他               | 発話のリズムが独特                       | 日課の遂行           | ストレスその他の心理的欲求への対応                 | 施設整備                               | 校内環境のバリアフリー化<br>×座面に滑り止めマットを使用する。<br>施設・設備の配慮<br>災害時等への対応                 |
|                   |                                 | 話し言葉の理解         | 話し言葉に関して, 字通りの意味や言外の意味を理解することが困難。 |                                    |   |
|                   |                                 | 書き言葉によるメッセージの理解 | 話し言葉の理解                           |                                    |   |
|                   |                                 | 書き言葉によるメッセージの表出 | 会話                                |                                    |   |
|                   |                                 | 姿勢の保持           | 姿勢の保持                             |                                    |   |
|                   |                                 | 細かな手の使用         | 細かな手の使用                           |                                    |   |

| 医療的支援   | 福祉的支援   | 労働 (就労) 等 其他の支援   |
|---|---|---|
| ○○発達総合医療センターのOTによる治療 (週1回)<br>○○発達総合医療センターのSTによる治療 (週1回)<br>○○発達総合医療センターの薬物療法 (月1回) | ○○支援センター「○○」の行動援護 (年5回)<br>NPO法人「○○」の行動援護 (月2回)<br>支援事業所○○によるホームヘルプ (週1回) | ○○発達支援センターの相談 (3月に1回)<br>自宅でのお手伝い実施<br>○○支援学校地域支援部の教育相談 (1回/3月) |

43

○様式1-1, 「個別の教育支援計画」です。

○関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための計画ですから, 児童生徒一人一人のニーズ, 指導目標や内容, 方法等の概要と共に, 関係機関の情報を記載するようにしました。

○朱書き部分は, ワークシートに記載されていない情報です。

個別の教育支援計画（関係機関用）支援計画と実施状況：記入例

(様式1-2)

氏名 ○○ ○○

作成支援者氏名（所属） ○○ ○○ (○○市保健師)

作成年月日 H28.6.○○

特別支援教育コーディネーター氏名 ○○ ○○

作成年月日 H28.6.○○

|         | サービス名<br>(サービスの内容)          | 機関・施設名        | 利用の程度 | 連絡等の必要 |
|---------|-----------------------------|---------------|-------|--------|
| 医療      | ○ 治療（作業療法：OT）               | ○○発達総合医療センター  | 1回/週  | なし     |
|         | ○ 治療（言語聴覚療法：ST）             | ○○発達総合医療センター  | 1回/週  | なし     |
|         | ○ 治療（てんかん発作の薬物療法）           | ○○発達総合医療センター  | 1回/月  | なし     |
| 福祉      | ○ 行動支援（子ども会行事参加のための送迎・付き添い） | ○○支援センター「○○」  | 5回/年  | あり     |
|         | ○ 行動支援（図書館への送迎・付き添い）        | NPO法人「○○」     | 2回/月  | あり     |
|         | ○ ホームヘルプ（夕食準備時の遊び相手又は準備の代替） | 支援事業所○○       | 1回/週  | あり     |
| 教育      | ○ 教育相談（パニック時のクールダウンの方法）     | ○○特別支援学校の巡回相談 | 1回/3月 | あり     |
|         | ○ 相談（療育のアドバイス）              | ○○発達支援センター    | 1回/3月 | あり     |
| その他又は労働 | ○ 相談（療育のアドバイス）              | ○○発達支援センター    | 1回/3月 | あり     |
|         | ○ お手伝い体験<br>(労働関係)          | 自宅実施          | 1回/日  | あり     |

| 連絡等の実施         | 連絡等の実施終了日            | サービス利用         | 教育課程の変更点                        |
|----------------|----------------------|----------------|---------------------------------|
| 不要<br>不要<br>不要 |                      |                | 体育, P20<br>国語, P24<br>自立活動, P15 |
| ○<br>○<br>○    | ○月○日<br>○月○日<br>○月○日 | ○<br>○<br>利用せず |                                 |
| ○              | ○月○日                 | ○              | 自立活動, P15                       |
| ○<br>不要        | ○月○日                 | ○              | 自立活動, P15                       |

44

○様式1-2は関係機関の情報をより詳しく記載するようにしました。より詳しく記載することで学校での指導で配慮すべき点が明確になります。



個別の指導計画（合理的配慮計画）：記入例

（様式2）

|         |                |     |          |       |    |                 |
|---------|----------------|-----|----------|-------|----|-----------------|
| 作成機関    | 〇〇立            | 〇〇〇 | 作成時学年（組） | 1年    | 〇組 | 知的障がい<br>特別支援学級 |
| 作成者氏名・職 | 〇〇 〇〇・特別支援学級担任 |     | 児童生徒氏名   | 〇〇 〇〇 |    |                 |
| 作成年月日   | 平成〇〇年〇〇月〇〇日    |     |          |       |    |                 |

|                       | 困難の領域         | 場面              | 配慮の観点等            | 合理的配慮の内容                       | 担当者           | 必要な教材等  | 頻度     | 実施の有無                             |
|-----------------------|---------------|-----------------|-------------------|--------------------------------|---------------|---------|--------|-----------------------------------|
| 学習<br>（教科の授業）         | 意思決定<br>日課の遂行 | 全教室             | 自力で、課題を<br>遂行する。  | ・指示をする際はシンボル<br>マークを使用する。      | ・全授業者         | シンボルマーク | 毎時間    | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（中1.5月～2月）     |
|                       | 話し言葉の理解       | 交流学級<br>（通常の学級） | 同時処理を活か<br>した概念形成 | ・音と言葉を結びつけてから、<br>意味づけする指導を行う。 | ・特別支援<br>学級担任 | なし      | 必要に応じて | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（中1.5月～）       |
|                       | 姿勢の保持         | 全教室             | 同じ姿勢で、学<br>習参加する。 | ・座面に滑り止めマットを使用<br>する。          | ・全授業者         | 滑り止めマット | 毎時間    | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ）            |
|                       |               |                 |                   |                                |               |         |        | 実施期間（ ）<br>検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ） |
| （休<br>み時<br>間関<br>係等） | 仲間の態度         | 全教室             | 障がいの理解            | ・なるべく触らないように配<br>慮する。          | ・全授業者         | なし      | 必要に応じて | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ）            |
|                       |               |                 |                   |                                |               |         |        | 実施期間（ ）<br>検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ） |
| （集<br>団適<br>応）        | 意思決定<br>日課の遂行 | 全教室             | 自力で、課題を<br>遂行する。  | ・指示をする際はシンボル<br>マークを使用する。      | ・全授業者         | シンボルマーク | 毎時間    | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（中1.5月～）       |
|                       |               |                 |                   |                                |               |         |        | 実施期間（ ）<br>検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ） |
| 基<br>本<br>的<br>生<br>活 |               |                 |                   |                                |               |         |        | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ）            |
|                       |               |                 |                   |                                |               |         |        | 検討中・実施中・実施済<br>実施期間（ ）            |

46

○様式2は「個別の指導計画」です。

○子どもの活動制限・参加困難の領域，合理的配慮の内容，実施する担当者や頻度を記載します。

○このシートは，本人・保護者との話し合いに活用できるように工夫しました。

## 通常学級における目標達成のための 「学習内容の変更・調整」について

- ・ 指導目標を学習指導要領に**準じて明確に具体的に設定**する。
- ・ 教材（各教科の内容）の**本質を捉えた発問**を行う。
- ・ **実生活上にどう役立つかを示す**。
- ・ 教師の**発問、板書、授業で使用するワークシート**を一致させる。
- ・ **視覚的に具体的に学習手順を示す**。



学習指導要領

47

○最後に、合理的配慮の観点「学習内容の変更・調整」についてです。

○「学習内容の変更・調整」とは、文部科学省の資料では、『認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫すること』とされ、留意する点として、『障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等』があげられています。

○特に留意すべきことは、「準ずる」ということです。つまり目標は同じです。同じ目標を達成するために、具体的な目標設定がポイントとなります。

○また、その目標達成のためには、教師が本質を捉えた発問をし、実生活とのつながりを示したり、視覚的な手順提示等が求められます。

○つまり、学習指導要領に示されている指導目標や指導内容を再確認したうえで授業を行うことがポイントです。

## 【参考文献等】

- **共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）**：H27.7中央教育審議会初等中等教育分科会
- **ICF国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－**：障害者福祉研究会（中央法規出版株式会社）
- **ICF－CY国際障害分類－小児・青少年に特有の心身機能・構造，活動等を包含－**：厚生労働省大臣官房統計情報部（財団法人厚生統計協会）
- **特別支援教育におけるICFの活用Part3 学びのニーズに応える確かな実践のために**：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所（株式会社 ジーアス教育新社）
- **ICF-CY Japan Network, ICF-CYコード検索システム e-Angel Edition**  
”<http://e-angel.icfcy-jpn.org/icfcydb/html/index.html>”